

※公表に当たっては一部必要な修正を行った。

平成31年度入学試験問題

前期日程

批判的・論理的思考力テスト(総合問題)

多文化社会学部

注意事項

試験開始後、問題冊子及び解答用紙(その1～その4)のページを確かめ、落丁、乱丁あるいは印刷が不鮮明なものがあれば新しいものと交換するので挙手すること。

1. 試験開始の合図があるまで問題冊子を開かないこと。
2. 解答は必ず解答用紙の指定されたところに記入すること。
3. 解答する数字、文字、記号などは明瞭に書くこと。
4. 各問いに指示された文字数の範囲内で解答欄に記入すること。
5. 各解答用紙の所定の欄に氏名と受験番号(2カ所)を確実に記入すること。
6. 下書き用紙(3枚)は適宜利用すること。
7. 解答用紙は持ち出さないこと。

ヘイトスピーチ対策に関連する資料①～⑪に基づき、以下の問いに答えなさい。

問1 資料①～②に基づき、日本がどのようなヘイトスピーチ対策の国際条約上の義務を負っているかについて、400字以内でまとめなさい。

問2 資料③～⑤に基づき、欧州のヘイトスピーチ対策がどのような特徴を有するかを、その背景に触れながら、400字以内で説明しなさい。

問3 資料⑥～⑦に基づき、アメリカでのヘイトスピーチ規制の状況を400字以内で論じなさい。

問4 すべての資料に基づき、日本におけるヘイトスピーチ対策の特徴と課題およびその解決方法について、欧州およびアメリカの状況にも触れながら、600字以内で論じなさい。

資料① 人種主義的ヘイトスピーチを規制する国際条約

国際人権法においては、ヘイトスピーチという用語自体が新しいこともあり、条約上での定義はなされていないが、人種主義的ヘイトスピーチを規制する条約が三つある。

一つは、「集団殺害罪の処罰及び防止に関する条約」（ジェノサイド禁止条約）である（注1）。ジェノサイドとは、「国民的、人種的、民族的又は宗教的集団を全部又は一部破壊する意図を持って」行われた集団構成員の殺害や、集団構成員への重大な肉体的又は精神的な危害を加えることなどの行為を指す（二条）。そして、同条約三条は「直接的で公然たるジェノサイドの扇動」を犯罪として禁止している。

二つ目は人種差別撤廃条約で、「締約国があらゆる形態の人種差別を撤廃する政策」を遅滞なくとる基本的義務を定め（二条本文）、同条一項 d は、「各締約国は、すべての適当な方法（状況により必要とされるときは立法を含む。）により、いかなる個人や集団、組織による人種差別も禁止し、終了させる」と規定する。四条は二条の特別規定としてヘイトスピーチ、ヘイトクライムを規制している。

その四条本文は、以下のように定める。

「締約国は、①人種的優越や、皮膚の色や民族的出身を同じくする人々の集団の優越を説く思想・理論に基づいていたり、②いかなる形態であれ、人種的憎悪・差別を正当化したり助長しようとする、あらゆる宣伝や団体を非難し、このような差別のあらゆる扇動・行為の根絶を目的とする迅速で積極的な措置をとることを約束する。このため、締約国は、世界人権宣言で具体化された原則と本条約第五条が明記する権利（注2）に留意し、特に次のことを行う。」

続いて同条 a では、

「①あらゆる人種的優越・憎悪に基づく思想の流布、②人種差別の扇動、③人種や皮膚の色、民族的出身の異なる人々に対するすべての暴力行為や、④暴力行為の扇動、⑤人種主義的活動に対する資金援助を含むいかなる援助の提供も、法律で処罰すべき違法行為 *an offence punishable by law* であることを宣言する。」

b では、

「人種差別を助長し、かつ、扇動する団体や宣伝活動（組織的なものも、そうでないものも）が違法であることを宣言し、禁止し、こうした団体や活動への参加が法律で処罰すべき違法行為であることを認める。」

さらに c では、

「国や地方の公の当局・機関が人種差別を助長し又は扇動することを許さない。」

と定めている。

三つ目の国際人権規約自由権規約は、以下のように定めている（二十条二項）。

「差別、敵意又は暴力の扇動となる国民的、人種的又は宗教的憎悪の唱道は、法律で禁止する。」

注1 日本は批准していない。

注 2 第五条では、人種、皮膚の色又は民族的・種族的出身による差別なしに、すべての者が次のような権利の享受において平等であることが約束される。それは、裁判所その他のすべての裁判および審判を行う機関の前での平等な取り扱いについての権利、暴力又は傷害に対する身体の安全および国家による保護についての権利、選挙や政治参加に関わる政治的権利、その他の市民的権利、経済的・社会的および文化的権利、公衆の使用を目的とするあらゆる場所又はサービスを利用する権利である。

出典：師岡康子『ヘイト・スピーチとは何か』岩波書店，2013年，43-45頁。ただし，出題にあたって一部改変した。特に，資料②との統一性の観点から条約名，条約内容に関わる文言や番号を変えた。なお，条約引用中の傍点は本書の著者，注は出題者による。

資料② 日本が条約により負っているヘイトスピーチ対策の義務

人種差別撤廃条約四条が処罰すべきとする差別的行為のうち、その禁止が表現の自由・結社の自由の制限となるものは、主として、①あらゆる人種的優越・憎悪に基づく思想の流布、②人種差別の扇動、③人種や皮膚の色、民族的出身の異なる人々に対するすべての暴力行為や、④暴力行為の扇動、⑤人種主義的活動に対する資金援助を含むいかなる援助の提供、⑥人種差別を助長・扇動する団体および宣伝活動への参加である。こうしたものが広義のヘイトスピーチということになる。但し、わが国は、四条aおよびbにつき「日本国憲法の下における集会、結社及び表現の自由その他の権利の保障と抵触しない限度において、これらの規定に基づく義務を履行する」といった留保を付して、人種差別撤廃条約に加入している。これらすべてを処罰する国際法上の義務を負っているわけではない。

他方、国際人権規約自由権規約二十条二項は、「差別、敵意又は暴力の扇動となる国民的、人種的又は宗教的憎悪の唱道は、法律で禁止する」と定めている。わが国は国際人権規約批准にあたりこの部分に留保を付していないので、同条項が掲げるような憎悪の唱道——人種差別撤廃条約四条の挙げる②、④、⑥（少なくともそれらの一部）にあたる——を法律で禁止する国際的な義務を負っている。もっとも、通説的な理解によれば、国内法秩序においては憲法が条約に優越し、憲法に違反する条約を国内的に執行することはできないので、結局、そうした唱道の禁止が憲法に違反しないか否かが問題となる。

出典：市川正人「表現の自由とヘイトスピーチ」『立命館法學』360巻，2015年，125頁。ただし，出題にあたって一部改変した。特に，資料①との統一性の観点から条約名，条約内容に関わる文言や番号を変えた。

資料③ ヨーロッパの表現規制をめぐる歴史

ヨーロッパ諸国では、ワイマール共和国がファシズム国家に変化していくのを目の当たりにした1930年代以来、人種主義的な言論の規制を議論するようになった。第二次世界大戦後には、非ナチス化を目指したドイツやオーストリアが、ナチスのレトリックや象徴を禁止するようになった。それ以外の国家が、人種主義的な言論の規制に乗り出すのは、1960年代中葉から1970年代にかけてであった。この時期には、反ユダヤ主義的な言論や反移民的な言論が吹き荒れており、このような反ユダヤ主義は、人種差別撤廃条約の採択のきっかけともなった。1990年代には、排外主義の波が押し寄せ、各国は徐々に規制を強化していった。このような歴史的経緯により、ヨーロッパ諸国は人種主義的な言論を規制する法を発展させ、近年では、違反を繰り返す者に対しては、より厳しい罰を科すようになっている。ヨーロッパ人権裁判所も、人種あるいは宗教に関する扇動的な言論については、各国の規制法を支持した。EUもこの傾向を強化し、加盟国に対し、人種等に基づく憎悪あるいは暴力を扇動するような言論を違法化するよう求めた。

ただし、多くのヨーロッパ諸国は、単に不快なだけである人種主義的な言論の規制には消極的である。多くの法の内容は過剰に見えるが、実際には、限界事例においては適用しないことも多い。また、適用されるとしても、懲役刑ではなく、たいていは罰金刑や執行猶予にとどまる。これには1つの例外がある。それが、「ホロコーストの否認」(原注1)に対する規制である。1980年代以降、ホロコーストの否認が急増してきたことを受け、ホロコーストの否認を禁止する法は徐々に範囲を広げ、「私は、ホロコーストはなかったと信じている」と述べただけで刑罰を科される。罰金等にとどまることの多い人種主義的言論禁止法とは異なり、ホロコーストの否認を禁止する法の場合は懲役を科すこともある。このようなホロコーストの否認への対応が、「規制に積極的なヨーロッパ」という印象を強くしているとの指摘もある。

原注1 「ホロコーストの否認」 ここでいう「ホロコーストの否認」とは、ホロコーストという出来事を、①露骨に是認する、賞賛する、あるいは正当化するもの、②矮小化^{わいしょう}するもの、③否定するもの、の3つの類型を含む。

出典：桧垣伸次『ヘイト・スピーチ規制の憲法学的考察——表現の自由のジレンマ』法律文化社、2017年、142-143頁。ただし、出題にあたって一部改変した。

資料④ イギリスとフランスの例

イギリス

1986年の公共秩序法があり、人種的憎悪を煽動する意図をもって侮辱的又は口汚い言葉や動作を用いたり、出版することを犯罪としています。人種的憎悪とは、皮膚の色、人種、国政又は民族的国民的出身によって定義づけられる集団に対する憎悪です。2006年の人種・宗教憎悪法も、憎悪を煽動する意図をもった脅迫言動を犯罪としています。

フランス

多数の関連法律があります。1936年の法律は、出身、又は特定の民族集団、国民、人種又は宗教の構成員であるか構成員でないことに基づいて、人又は集団に対する差別、憎悪、暴力を教唆したことにより訴えられた結社に解散を命じる権限を大統領に与えています。2000年以後、3つの団体が解散命令を受けました。青年向け出版物に関する1987年改正法は、18歳未満の者に提供する出版物が人種差別や憎悪を含んでいて、青年にとって危険な場合、出版禁止権限を内務大臣に与えています。…中略… 2005年刑法改正法は、公開ではない中傷、侮辱、差別的性質の教唆を犯罪とし、地方裁判所の管轄としました。公然たる中傷だけでなく、非公開の中傷も犯罪となることです。

出典：前田朗「ヘイト・スピーチ処罰は世界の常識」前田朗編『なぜ、いまヘイト・スピーチなのか—差別、暴力、脅迫、迫害—』三一書房、2015年、167-168頁。ただし、出題にあたって一部改変した。

資料⑤ 欧州委員会によるインターネット上のヘイトスピーチ対策

資料⑤-1 欧州でのヘイトスピーチ対策、IT 大手が急速に強化

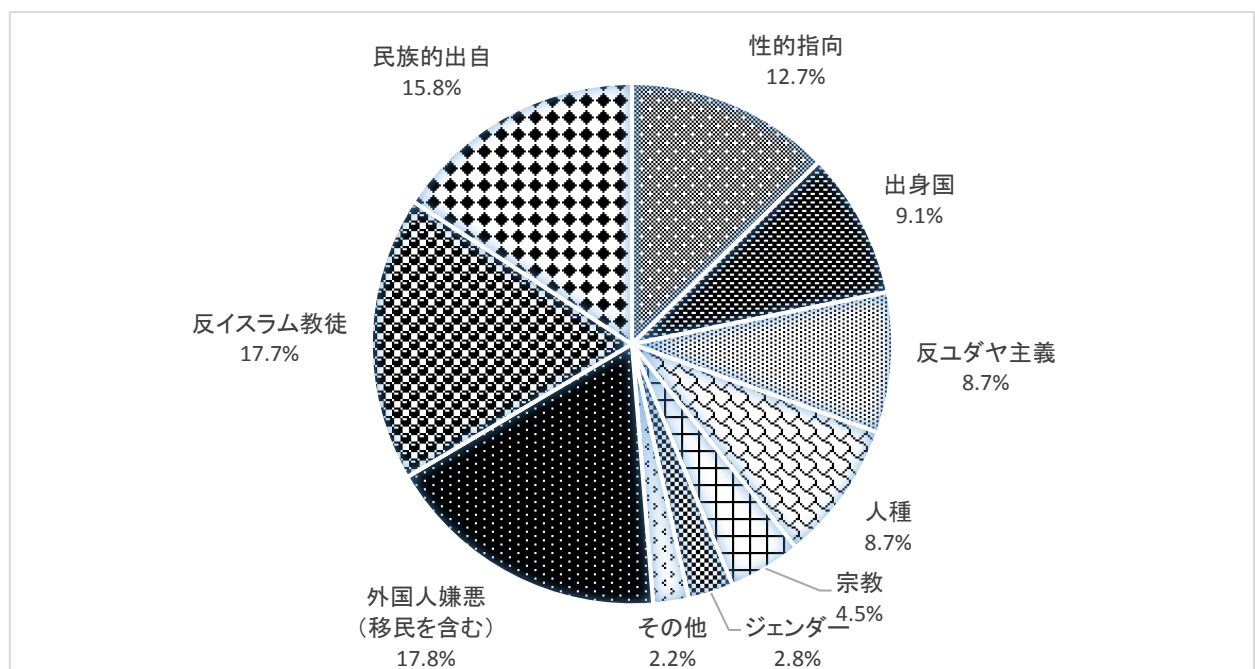
欧州連合（EU）の欧州委員会は1日、フェイスブックやツイッターなどIT大手が欧州でのヘイトスピーチ（差別的な憎悪表現）対策を急速に強化しているとの調査結果を発表した。ヘイトスピーチが、テロを誘発する一因と捉えるEU側の要請を受け、各社が態勢を整え始めている。

フェイスブック、ツイッター、ユーチューブ、マイクロソフトの4社は昨年5月、ヘイトスピーチ対策の自主規制を実施することで同委と合意。人種や宗教などに基づく差別表現の情報提供があった場合、24時間以内に調査し、必要に応じて削除や閲覧できなくする措置を取ることを決めた。

同委が今年3月から5月にEU圏内で実施した調査によると、マイクロソフトを除き情報提供があった3社は、平均で59.1%の投稿を削除。半年前の調査のほぼ倍だった。サイト別の投稿の削除率はフェイスブック、ユーチューブが66%前後、ツイッターは37%だった。

出典：『朝日新聞 DIGITAL』2017年6月2日 (<http://www.asahi.com/articles/ASK620VBFK61UHB103N.html>)。ただし、出題にあたって一部改変した。

資料⑤-2 資料⑤-1の差別表現の情報提供の内訳



対象国：欧州連合（EU）加盟24か国 調査期間：2017年3月20日～5月5日

情報提供を受けたIT大手：フェイスブック、ツイッター、ユーチューブ

出典：欧州委員会ファクトシート“Code of Conduct on countering illegal hate speech online: One year after” (June 2017) をもとに出題者が作成。

資料⑥ アメリカの例

アメリカ合衆国憲法修正第 1 条には、「連邦議会は…言論又は出版の自由を制限する法律…は、これを制定してはならない」と定められている。これがあらゆる言論の包括的保護に聞こえたら、それは違う。アメリカ憲法は、州や市が言論を規制する法案を可決することを明示的に禁じてはいない。また、表現の自由と他の（国家の安全保障、治安、個人の名声のような）諸価値の保護との間で、裁判所がどうバランスをとらなければならないかを定めてもいない。アメリカの歴史のほとんどを通じて、こうした問題は事実上吟味されてこなかったし、未解決のままだった。言論の自由は、1920 年代から 30 年代になってようやく全国的な問題となったのである。この時期、連邦最高裁は州および地方自治体レベルでの言論規制を却下する権限を行使した。しかし 1940 年代から 50 年代を通して、最高裁は言論の自由という価値と、治安びらん紊乱（注 1）あるいは集団への中傷を行うヘイトスピーチ（および他の同様の言論）を制限するという目的との間でバランスをとる試みを続けていた。20 世紀の半ばごろまでには、最高裁は今日におけるヨーロッパの自由民主主義諸国と大差のないルールを確立していたのであった。

アメリカがヨーロッパ諸国と違う道を歩むようになるのは 1960 年代から 70 年代のことである。公民権運動やヴェトナム戦争への反対運動のような反体制運動が盛んとなったこの時期、エスニック・マイノリティは体制に抵抗するために最大限の言論の自由を求めた。ヘイトスピーチを制限するための法は、マイノリティ自身の表現を規制するためにも用いることができるものであった。そのため、ほとんどのマイノリティ集団は、そうした法を政府に求めないことを速やかに決断した。この点に関して意見を同じくした連邦最高裁は、公民権運動の時代を通じて、言論の自由をアメリカの中心的価値として定着させた。そこでは、人種やエスニシティ、あるいは宗教にかかわるマイノリティを攻撃する言論にさえ、それを保護するロジックが適用されたのである。労働の領域のような、いくらかの際だった例外はあるものの、今日において表現の自由は、多かれ少なかれアメリカの司法のうちに深く根を下ろしている。それは、自分たちの問題に対して政府から干渉されない自由に高い価値を置くアメリカ市民によって、広く受け入れられ、称えられているのである。

注 1 紊乱…乱すこと

出典：小宮友根訳「4 章 アメリカは例外なのか？」エリック・ブライシュ『ヘイトスピーチ 表現の自由はどこまで認められるか』明石書店、2014 年、143-145 頁。ただし、出題にあたって一部改変した。

資料⑦ ヘイトスピーチ規制条例の違憲性を判断したアメリカ連邦最高裁判決

1992年、アメリカ連邦最高裁は、RAV判決において、憎悪表現規制は違憲であると判断した。RAV事件は、ミネソタ州セント・ポール市において、黒人の自宅敷地内で十字架を燃やした者が起訴された事案である。争点となった市の「偏見を動機とする犯罪条例」は、ある者のなした表現行為が人種、肌の色、信条、宗教、性にもとづく怒り、不安、憤りをもたらし、それが「喧嘩言葉」を構成する程度にいたった場合に刑罰を科すというものであった。「喧嘩言葉 (fighting words)」とは、言葉自体が侵害を与え、あるいは平和の破壊を即座に引き起こす傾向にある表現を指し、連邦最高裁の先例のなかで、わいせつや名誉毀損と並んで表現規制が許されるとされた表現領域である。連邦最高裁は、当該条例が人種等の不人気な題材に関する表現のみを喧嘩言葉の中から選び出して規制していることを指摘し、当該条例は表現の内容にもとづく規制であると述べた。そして、連邦最高裁は、市の主張する規制利益、すなわち歴史的に差別の対象となってきた集団に属する人々の基本的人権を保障することの重要性を認めつつも、当該利益を達成するために表現内容にもとづく規制を課す必要性を否定し、同条例は違憲であると述べた。このRAV判決によって、アメリカにおいて憎悪表現の規制は不可能となったと理解され、憎悪規制を設けていた各自治体や大学は規制を廃止した。しかし、憎悪表現規制を違憲と判断した当該判決に対しては、規制を肯定する論者から、様々な反論が寄せられている。

出典：藤井正希「ヘイトスピーチの憲法的研究—ヘイトスピーチの規制可能性について ヘイトスピーチの規制可能性について」『群馬大学社会情報学部研究論集』23巻，2016年，75頁。ただし、出題にあたって一部改変した。

資料⑧ 日本国憲法

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

資料⑨ 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（略称「ヘイトスピーチ対策法」、平成 28 年 6 月 3 日公布）

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを扇動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを扇動する不当な差別的言動をいう。

（基本理念）

第三条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

(相談体制の整備)

第五条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(教育の充実等)

第六条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

(啓発活動等)

第七条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(不当な差別的言動に係る取組についての検討)

2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

出題者注：本法の附帯決議については省略した。また、出題にあたって一部改変した。

資料⑩ (社説)ヘイト対策 根絶へさらに歩みを

朝鮮半島など国外にルーツがある人々に向けて「帰れ」「死ね」といった罵声をあびせ、社会からの排斥をあおる。こうした言動の解消を目指した「ヘイトスピーチ対策法」が施行され、3日で1年が経った。

東京・新大久保や大阪・鶴橋をはじめ、多くの在日コリアンが生活する地域でのデモや街宣行動は減少傾向にある。川崎市や大阪市では、差別をあおるデモを繰り返した団体や個人に、裁判所が一定範囲での活動を禁じる仮処分決定を出した。

「不当な差別的言動は許されない」と明記した国の対策法ができた成果だといえよう。

一方、ネットやSNS上では、匿名を隠れみのにした排外的な表現が後を絶たない。

大阪のNPO法人・コリアNGOセンターには、今も「絶対に在日朝鮮人を日本から追い出す」と脅すメールが届く。

日韓の歴史認識をめぐる摩擦や北朝鮮の核・ミサイル実験が報じられるたび、緊張を強いられる人々がいる。「韓国にお帰りください」といったメッセージが今も届くというフリーライターの本信恵(リシネ)さん(45)は「社会の根っこの偏見や差別意識は変わっていないと感じる。対策法という骨組みはできたが、肉付けはこれからです」と話す。

対策法に罰則はもうけられていない。一方で同法は自治体に対し、相談窓口を置くことや人権教育の充実、啓発活動などの施策を、地域の実情に応じて講じるよう求めている。

…中略…

全国で初めてヘイトスピーチ抑止条例をつくった大阪市は今年、在日コリアンに「ゴキブリ」「殺せ、殺せ」などと発言するデモの動画を「ヘイト」と認定し、内容や日時などを公表した。条例では投稿者の実名を公表できるが、動画投稿サイトの運営会社の協力が得られず、ネット上の呼称を公表した。

今後、市は投稿者の実名を把握するために条例の改正も検討するという。…後略…

出典：『朝日新聞』2017年6月5日朝刊。ただし、出題にあたって一部改変した。

資料⑪ ヘイトスピーチ規制への警戒感

表現内容規制に対する警戒感

ヘイトスピーチ規制導入に対する慎重論は、表現内容規制に対する警戒感に起因する部分が多い。表現内容に基づく規制は、政府による恣意的な規制となるおそれがあるゆえに警戒される。このおそれは、政府に批判的な見解は規制対象となりやすいという経験則から生じており、これを具体化すると、①政府又は議会多数派にとって不都合又は不愉快な題材や視点の表現を禁止する立法が行われるおそれ（【恣意的な立法のおそれ】）、②適切な意図で設けられた立法であっても実際の運用において政府又は法執行部門が嫌う表現のみに適用されてしまうおそれ（【恣意的な運用のおそれ】）、③新たな表現内容規制立法がひとつ成立することによって表現内容規制の立法化のハードルが下がって表現内容規制立法が乱発するおそれ（【規制乱発のおそれ】）である。

こうしたおそれが強いがゆえに、今日、ヘイトスピーチの害悪の深刻さが指摘されようとも、ヘイトスピーチの害悪の放置が表現の自由の保障意義自体を損なうのだと指摘されようとも、ヘイトスピーチ規制を新たに設けることに対する抵抗は強い。

ここで、今日の日本でヘイトスピーチ規制を設けるのであれば、その必要性および適切性は明らかなのであるから、少なくとも恣意的な立法のおそれ（①）は生じないようにも思われる。しかし、たとえ立法化を求める当初の意図がヘイトスピーチの害悪を防止することであったとしても、法案の作成過程や議会での審議過程を経て、当初の意図から逸脱して政府又は議会多数派の意向を反映した文言の法律が成立する可能性は十分にある。また、恣意的な運用のおそれ（②）に関しても、仮に法執行部門に差別意識が浸透していたり積極的な平等推進施策への抵抗感が存在していたりした場合、そのような態度を反映した運用実態となる可能性がないとは言えない。一方、法執行部門内にこうした意識や感覚が存在していない場合であっても、また、こうした運用を防止するために法務大臣等による同意を訴追の要件とした立法を行った場合であっても、規制対象の表現とそれ以外の表現とを明快に区別することが困難である以上は、事例ごとに生身の人間が訴追の有無を判断せざるを得ないのであって、その結果、規制対象の境界線が不明確となり、社会における言論活動に萎縮効果が生じるおそれがある。

さらに、規制乱発のおそれ（③）についても、ヘイトスピーチ規制という新しい表現内容規制が成立することによって、他の表現内容規制の導入のハードルが低くなる可能性は十分にある。つまり、ヘイトスピーチの規制が合憲なのであれば他の表現の規制も合憲であると主張されて、政府や議会多数派に不都合・不人気な言論を禁止する法律を制定する突破口になるおそれがある。たとえば、ヘイトスピーチ規制の成立をうけて、靖国神社批判の表現についても、戦死した兵士や遺族の尊厳を根幹から否定する強烈な害悪を発するものであるから規制すべきであると主張された場合に、これに対する従来の違憲論が通用しなくなるおそれがある。

政治的言論の規制に対する警戒感

さらに、ヘイトスピーチ規制が政治的言論の規制として機能するおそれへの警戒心も強い。とくに人種や宗教という属性に関するヘイトスピーチは、それらの属性をめぐる議論が当該社会における重要な政治課題であることも多く、規制を設けることによって政治的言論が規制されることになるおそれが強い。つまり、たとえば、ユダヤ人差別が重大な政治問題であるドイツにおいて、黒人差別が重大な政治問題であるアメリカにおいて、東アジア諸国との関係が重大な政治問題である日本において、宗教的・人種的ヘイトスピーチを規制することは、重大な政治問題に関する^{かつたつ}闊達な議論を萎縮させることにつながりうる。政治的意見・表現については、民主主義国家における表現の自由の重要性に照らし、価値の高い表現として手厚く保障すべきであると考えるのであれば、たとえ偏見や憎悪に基づいた主張であっても、政治的意見の体裁をもつ以上は容易に規制することは避けるべきだということになる。

規制対象を限定できるのか？

もともと、政治的意見とその他のヘイトスピーチとを区別して、その他のヘイトスピーチのみを規制することができるのであれば、上記の問題は解消することになる。両者の区別は可能か。

今日、社会において発信されるヘイトスピーチには、単純に差別用語を発するだけのものや、特定の人種の劣性を指摘するだけのものもある。しかし、他方で、より複雑な意見の主張という体裁をもったヘイトスピーチも多く、このことは、欧米の議論でもしばしば指摘されている。近年のヘイトスピーチにみられる傾向として、ある論者によると、たとえば、歴史研究の議論を紹介するという体裁でホロコーストの存在を軽視・否定する議論を展開するというパターン、イスラエルを批判するという体裁で政治的論争と反ユダヤ主義の主張との境界を曖昧にさせるパターン、統計データ等を提示して科学的な議論を展開するという体裁で特定人種の犯罪率の高さを指摘するというパターンなどがみられるという。

このように政治的・科学的な見解という外観をもって発信される意見は、その真の発信意図が憎悪や偏見の宣伝であったとしても、ヘイトスピーチとして規制することは困難である。逆に、仮にこれらの表現をヘイトスピーチとして規制することになると、政治的・科学的な意見の発表の自由を大幅に萎縮することになるおそれが生じる。したがって、ヘイトスピーチとして規制することができるのは、明らかな差別用語やきわめて端的な憎悪の表現のみに限定されることになる。

このように、新規の表現内容規制を設けることに対する強い警戒感に加えて、政治的表現の規制および萎縮につながることに対する警戒感が存在する。それゆえに、従来、リベラル派の多くが社会的・経済的弱者の権利と自由の確保を重視してきたにもかかわらず、ヘイトスピーチ規制を新たに導入することに関してはこれを肯定することができないのである。

出典：小谷順子「第6章 言論規制消極論の意義と課題」『ヘイト・スピーチの法的研究』法律文化社、2014年、94-97頁。ただし、出題にあたって一部改変した。

